

医政産情企発 1215 第 2 号
健感発 1215 第 2 号
令和 4 年 12 月 15 日

一般社団法人日本医療法人協会会長 殿

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給について

今冬のインフルエンザ対策については、「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（令和 4 年 10 月 14 日付け健感発 1014 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）及び『『今冬のインフルエンザ総合対策の推進について』の一部訂正について』（令和 4 年 12 月 6 日付け健感発 1206 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、取り組んでいるところです。

貴職におかれましては、抗インフルエンザウイルス薬及びインフルエンザウイルス抗原検出キット（以下「抗インフルエンザウイルス薬等」という。）の安定供給に協力いただきたく、貴関係団体の医療機関等に周知いただくようお願いいたします。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じることにより、抗インフルエンザウイルス薬等の安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部（局）長には、別添（写）のとおり通知したことを申し添えます。

記

1. 医療機関、薬局（以下「医療機関等」という。）において抗インフルエンザウイルス薬等を注文する際には、各医療機関等における在庫量やインフルエンザの流行状況等を踏まえ、真に診療に必要な注文量となるよう配慮すること。
2. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的な供給の確保の観点から、シーズン中は備蓄を目的とする注文は行わないこと。
3. 医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬等が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬等の在庫量に与える影響が大きいことから、診療に支障を来す場合を除いて、卸売販売業者の分割納入に協力すること。
4. 抗インフルエンザウイルス薬の投与に際しては、薬剤の必要性を慎重に検討するなど添付文書に記載されている内容を踏まえ、適正に使用されるよう、徹底されたいこと。
5. インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講じられたいこと。